

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○公平委員会の事務の受託(四二八、四二九・市町村課)……………1	
○生活保護法による医療機関の指定(四三〇・福祉政策課)……………2	
○漁船損害等補償法による付保義務の発生(四三一・団体指導室)……………2	
○家畜伝染病予防法による報告の徴求(四三二・農畜産振興課)……………2	
○土地収用法による事業の認定(四三三・建設管理課)……………2	
○道路区域の変更(四三四、四三五・道路課)……………3	
○地方卸売市場の廃止の許可(四三六・仙北地域振興局農林部)……………5	
○地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出(四三七・仙北地域振興局農林部)……………5	
公告	
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………5	
○土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部)……………6	
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………6	
教育委員会規則	
○学校教育法施行細則の一部を改正する規則(一二・義務教育課)……………6	
○秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則(二三・高校教育課)……………6	
○秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(一四・特別支援教育課)……………6	
教育委員会公告	
○秋田県立特別支援学校の生徒の募集(特別支援教育課)……………7	

告示

秋田県告示第四百二十八号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関する乙の人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附則

この規約は、乙の議会の議決した日から施行する。

秋田県告示第四百二十九号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

八郎潟町・井川町衛生処理施設組合と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関する乙の人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第八条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、乙の議会の議決した日から施行する。

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号。第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ほそや歯科医院	細 谷 養 幸	横手市横手町字一ノ口六十三番一	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	平成二十年九月三日
白鳥耳鼻咽喉科医院	白 鳥 浩 二	大仙市福田町二十二―二十一―十	耳鼻咽喉科	平成二十年九月一日
クオール薬局 湯沢西店	クオール株式会社 代表取締役	湯沢市沖鶴百九十九番二	調剤薬局	平成二十年十月一日
横小路薬局	株式会社 横小路薬局 代表取締役	横手市平鹿町醍醐字石成四十二―八	調剤薬局	平成二十年十月一日

秋田県告示第四百三十一号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条第一項の規定による同意があつたものと認められたので、同法第十二条の二第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

船川港地区

秋田県告示第四百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十二条の規定により、動物の所有者から、次のとおり報告を求めらるるで、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 実施の目的
 - 二 報告すべき者の範囲
 - 三 報告すべき事項
- （一）飼養羽数

(二) 死亡羽数

四 報告書の提出方法、提出期限及び提出先

報告すべき事項を一週間（月曜日から日曜日まで）ごとに集計し、一月分を取りまとめ、別に定める様式により翌月十日正午までにファクシミリ、電子メールその他の方法により二の動物を飼養する農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出すること。

五 その他

- （一）高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、四にかかわらず、直ちに四の家畜保健衛生所長に報告すること。
 - （二）報告を求めめる期間は、平成二十年十一月一日から四の家畜保健衛生所長が別途指定する日までとする。
- 六 問い合わせ先

- 秋田県北部家畜保健衛生所（郵便番号〇一八―三四五四）北秋田市脇神字高村岱九十二番地 電話〇一八六―六二―二七―一五 ファクシミリ〇一八六―六二―〇一四六 電子メールアドレス hokubukaho@pref.akita.lg.jp
- 秋田県中央家畜保健衛生所（郵便番号〇一―〇九〇四）秋田市寺内蛭根二丁目十五番五号 電話〇一八―八六四―〇四〇―一 ファクシミリ〇一八―八六二―七三三二 電子メールアドレス chuokaho@pref.akita.lg.jp
- 秋田県南部家畜保健衛生所（郵便番号〇一四―〇〇一―大

秋田県告示第四百三十三号

土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

なお、同法第三十一条の規定により、起業地の一部について取用又は使用の手続が保留されるので、同法第三十三条の規定に基づき、併せて告示する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 起業者の名称 大仙市
 - 二 事業の種類 地域交流センター新築工事
 - 三 起業地
 - （一）取用の部分 秋田県大仙市幸町地内
 - （二）使用の部分 なし
 - 四 事業の認定をした理由
- 平成二十年九月八日付けで大仙市より申請のあった地域交流センター新築工事（以下「本件事業」という。）に關する事業認定の理由は、以下のとおりである。
- （一）土地取用法第二十条第一号の要件への適合性について

道路の種類	旧新別	路 線 名
一 道路の区域		
<p>本件事業は、大仙市がブレイルーム、情報展示コーナー、会議室、調理実習室、教養文化室、体育館など地域住民が各種活動に使用するための複合的な機能をもつ施設を建設するものであり、土地収用法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。</p> <p>このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について 本件事業は、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項の規定に基づいて大仙市が作成した「都市再生整備計画」に基づいて施行する事業であることから、大仙市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。</p> <p>また、大仙市は平成二十年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。</p> <p>このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(1) 得られる公共の利益 本件事業は、大曲駅東地区(以下「当該地区」という。)に地域住民の憩いと交流を図るとともに災害時の拠点としての機能をもつ、地域交流センターを整備する事業である。</p> <p>当該地区は、平成九年のJRR秋田新幹線の開通に伴い大曲駅東西自由通路が整備されたことに加えて、国道十三号線沿線に規模の大きな商業施設が集積し、また大曲駅東西を連絡する都市計画道路が整備されたことなどに伴って宅地開発が進んでいる。当該地区の定住人口は、平成十二年八月時点で二千三百二十五人であったものが平成二十年八月時点では二千五百七十八人と二百五十三人の増加となっており、人口の減少が続いている大仙市において、年々人口が増加している地域である。</p> <p>一方、当該地区には集会場、公園、体育館など地域住民が気軽に利用できる公共施設が不足しており、また、災害時に拠点となる規模の大きな施設がない状況にある。</p> <p>本件事業の完成により、当該地区の都市機能の高度化及び居住環境の向上が図られ、地域住民の利便性が向上し、</p>	<p>社会生活上の安全、安心が図られるものと認められる。</p> <p>以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。</p> <p>(2) 失われる利益 本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び秋田県環境影響評価条例(平成十二年条例第百三十七号)による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。</p> <p>また、本件事業の工事に当たっては、周辺の動植物や建物、歩行者、自動車などの交通の安全に最大限配慮するものとしている。</p> <p>以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと考えられる。</p> <p>(3) 複数案の検討 本件事業の施行に当たっては、申請案のほか、大仙市福田町地内に整備する案と同大花町地内に整備する案とがあるが、</p> <p>ア 面積及び周辺の環境や交通機能 イ 土地の利用に関する規制 ウ 事業費の総合的な経済性 等の基準により三案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適切であると認められる。</p> <p>(4) 事業計画の合理性 (1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。</p> <p>以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について (1) 事業を早期に施行する必要性 (三)で述べたように、当該地区では、宅地開発の進展や定住人口の増加に伴って必要とされる拠点的な公共施設が不足しており、できるだけ早期に新たに整備する必要がある。</p>	<p>このため、大仙市では、平成十七年三月に市町村合併を行う以前から、大曲市都市計画マスタープラン(平成十五年四月策定)において、当該地区の整備方針を「良好な居住環境をもつ住宅地の形成」として明記するとともに、都市再生整備計画に基づいて設置した地域住民や関係団体の代表者で構成する「大曲駅周辺地区まちづくり協議会」において、本件事業の構想を協議し、平成二十年二月には整備方針案として集約している。</p> <p>よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。</p> <p>(2) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性 本件工事に係る起業地の範囲は、ブレイルーム、情報展示コーナー、会議室、調理実習室、教養文化室、体育館、事務室など地域交流センター本体施設に加え、駐車場、駐輪場、管理用施設、緩衝植栽地など必要最小限の範囲と認められる。</p> <p>さらに、取用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。</p> <p>(3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(五) 結論 (一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。</p> <p>以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。</p> <p>五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 大仙市 大曲南庁舎 建設部 都市計画課 取用又は使用の手続が保留される起業地 秋田県大仙市幸町地内</p>
敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	<p>秋田県告示第四百三十四号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成二十年十月十七日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>

道路の種類	一般国道		旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
	新	旧						
一般国道	旧	二百八十五号	旧	二百八十五号	A	北秋田市米内沢字薬師下七一丁目先から鶴田中岱一九〇番地先まで	九・五〇〃三三・〇〇	三・一九九
					B	北秋田市米内沢字薬師下七一丁目先から鶴田中岱一九〇番地先まで	八・〇〇〃二四一・〇〇	三・九八六
					A	北秋田市米内沢字薬師下七一丁目先から長野八八番六地先まで	九・五〇〃六二・〇〇	二・四一八
					B	北秋田市米内沢字薬師下七一丁目先から長野八八番六地先まで	八・〇〇〃二四一・〇〇	三・九八六
					A	北秋田市米内沢字薬師下七一丁目先から長野八八番六地先まで	九・五〇〃六二・〇〇	二・四一八

一 道路の区域

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第四百三十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定
 に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一般国道	一般国道		新	旧	新	旧	新	旧				
	新	旧										
一般国道	新	百五号	新	百五号	百五号	百五号	百五号	百五号				
									C	北秋田市米内沢字田ノ沢二七番三地先から鶴田中岱一九〇番地先まで	九・五〇〃一九五・〇〇	二・九七〇
									B	北秋田市米内沢字長野一四〇番一地先から一三六番四地先まで	一六・〇〇〃四九・〇〇	〇・三一〇
									A	北秋田市米内沢字田ノ沢二七番三地先から鶴田中岱一九〇番地先まで	九・五〇〃二四一・〇〇	二・九七〇
									C	北秋田市米内沢字長野一四〇番一地先から一三六番四地先まで	一六・〇〇〃四九・〇〇	〇・三一〇
									B	北秋田市米内沢字田ノ沢二七番三地先から鶴田中岱一九〇番地先まで	九・五〇〃二四一・〇〇	二・九七〇
									A	北秋田市米内沢字諏訪岱五七番三地先から長野八八番六地先まで	八・〇〇〃六二・〇〇	三・四二八
									C	北秋田市米内沢字長野一五一番五地先から一三六番四地先まで	一六・〇〇〃四四・〇〇	〇・四二〇
									B	北秋田市米内沢字田ノ沢二七番三地先から鶴田中岱一九〇番地先まで	九・五〇〃二四一・〇〇	二・九七〇
									A	北秋田市米内沢字田ノ沢二七番三地先から鶴田中岱一九〇番地先まで	八・〇〇〃三三・〇〇	四・六〇九

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

一般国道		B	北秋田市米内沢字薬師下七一番地先から鶴田中岱一九〇番地先まで	八・〇〇〇～二四一・〇〇〇	三・九八六
新	二百八十五号		北秋田市米内沢字薬師下七一番地先から鶴田中岱一九〇番地先まで	八・〇〇〇～一九五・〇〇〇	三・九八六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第四百三十六号

秋田県告示第四百三十六号
定に基づき、告示する。
平成二十年十月十七日
秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名	所 在 地	取 扱 品 目	廃止許可年月日
大曲水産物地方卸売市場	株式会社大曲水産物地方卸売市場 代表取締役 和泉健一	大仙市長戸呂字蛭川端三十八番地	水産物	平成二十年八月三十一日

秋田県告示第四百三十七号

秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)第

八条の規定により、次のとおり卸売業務を廃止する旨の届出があったので、同条例第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺田典城

卸売業者氏名	名 称	所 在 地	取扱品目	廃止年月日
株式会社大曲水産物地方卸売市場 代表取締役 和泉健一	大曲水産物地方卸売市場	大仙市長戸呂字蛭川端三十八番地	水産物	平成二十年八月三十一日

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	能代市向能代 字平影野三番六八	宅 地	一、一八九・三〇〇	八、七六五、〇〇〇
二	仙北市角館 町川原町二番一、二	宅 地	五、五五五・一八〇	五、四九六、〇〇〇
二	居 宅	居 宅	四九・六八	〇

二番三	湯沢市稲庭 町字稲庭一七三番一	居 宅	四九・六八	一、九〇〇、〇〇〇
三	車 庫	居 宅	八〇・三二	二〇〇、〇〇〇
	車 庫	居 宅	一四・〇〇	〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び

期間

番号	場 所	期 間
一	山本地域振興局総務企画部総務課 総務・出納班 (電話)〇一八五―五二―六二〇三	平成二十年十月十七日(金)から同月二十七日(月)まで(日曜日、土曜日を除く。) の午前九時から午後五時まで
二	仙北地域振興局総務企画部総務課 総務・出納班 (電話)〇一八七―六三―五二二三	平成二十年十月十七日(金)から同月二十九日(水)まで(日曜日、土曜日を除く。) の午前九時から午後五時まで
三	雄勝地域振興局総務企画部総務課 総務・出納班 (電話)〇一八三―七三―八一九七	平成二十年十月十七日(金)から同月二十八日(火)まで(日曜日、土曜日を除く。) の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	山本地域振興局第一会議室	平成二十年十月二十八日(火) 午前十時三十分
二	仙北地域振興局職員会館小会議室	平成二十年十月三十日(木) 午後二時
三	雄勝地域振興局第一会議室	平成二十年十月二十九日(水) 午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(二) 法人の場合

法人の登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売却契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

九 特記事項

物件番号二の敷地内には、天然記念物「角館の枝垂れ桜(九十六番木、昭和四十九年十月九日指定)」が一本存在していることから落札者は、所有者の変更及び建物の解体及び新築等を行う場合については、文化財保護法に基づく届出等関係機関(秋田県仙北市教育委員会)へ行う必要があります。その際、樹木に影響を与えないよう必要な制約を受ける場合もあります。

十 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、大館市南土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺田 典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成二十年十月二十日から同年十一月十七日まで

三 縦覧場所 大館市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、男鹿市若美土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年十月九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十月十七日

秋田県知事 寺田 典城

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月十七日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子
学校教育法施行細則の一部を改正する規則
学校教育法施行細則(昭和四十二年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条」を「第五条第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月十七日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十三号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表(一)の表秋田県立由利高等学校の項中「由利本荘市川口字太鼓森七番地」を「由利本荘市川口字愛宕山一番一」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十四号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

普通科	二四
産業技術科	二四
印刷情報科	二四
産業技術科	一八
印刷情報科	一八

別表秋田県立聾学校の項中

普通科	二四
産業技術科	二四
印刷情報科	一六
情報デザイン科	八
産業技術科	一八
印刷情報科	九
情報デザイン科	九

に改め、同表秋田県立比内

養護学校の項中「七二」を「八〇」に改め、同表秋田県立栗田養護学校の項中「六七」を「七二」に改め、同表秋田県立ゆり養護学校の項中「五一」を「四八」に改め、同表秋田県立大曲養護学校の項中「六二」を「六七」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「四〇」を「五一」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育委員会公告

平成二十一年度秋田県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科に入学する生徒並びに幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集するので、秋田県立特別支援学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)第九条の規定により、公告する。

平成二十年十月十七日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

高等部及び高等部専攻科の課程

- 一 入学願書の提出期日及び提出先
- (一) 提出期日 平成二十一年一月十五日(木) から同月二十一日(月)まで
- (二) 提出先 各志願先特別支援学校長
- 二 入学選考期日及び選考内容
- (一) 期日 平成二十一年三月三日(火)
- (二) 内容 各特別支援学校の志願者の実態に応じて面接等を行う。

三 募集する学校名、部科名、学科名及び人員

学校名	部科名	学科名	募集人員
秋田県立盲学校	高等部	普通科	八名
		保健医療科	八名
		療養科	九名
	高等部	普通科	八名
		産業技術科	八名
		情報デザイン科	八名
	高等部	産業技術科	九名
		情報デザイン科	九名
		普通科	一名

四 合格者の発表 平成二十一年三月十日(火)

秋田県立勝平養護学校	高等部	普通科	男女	八名
秋田県立比内養護学校	高等部	普通科	男女	三二名
秋田県立能代養護学校	高等部	普通科	男女	一六名
秋田県立養護学校 天王みどり学園	高等部	普通科	男女	一六名
秋田県立栗田養護学校	高等部	普通科	男女	二四名
秋田県立ゆり養護学校	高等部	普通科	男女	一六名
秋田県立大曲養護学校	高等部	普通科	男女	二四名
秋田県立横手養護学校	高等部	普通科	男女	一九名
秋田県立稲川養護学校	高等部	普通科	男女	八名

幼稚部の課程

- 一 募集学校 秋田県立聾学校
- 二 募集人員 男女五名
- 三 入学願書の提出期日及び提出先
- (一) 提出期日 平成二十一年一月十五日(木) から同月二十一日(月)まで
- (二) 提出先 秋田市土崎港北二丁目十七番七十号 秋田県立聾学校長
- 四 就学相談、選考期日 平成二十一年三月三日(火)
- 五 合格者の発表 平成二十一年三月十日(火)

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄